

RSウイルス予防接種のお知らせ

令和8年4月1日よりRSウイルスの予防接種が法律に基づく定期予防接種として実施することになりましたので、対象者の方にお知らせします。

1. 対象者 接種日当日、多摩市に住民登録している妊娠28週から37週に至るまで（36週6日まで）の方（接種日以前に多摩市外に転出された方は対象になりません。）
2. 接種費用 無料（対象期間内で接種を受ける場合）
3. 接種回数 **1回（RSウイルスワクチン（妊婦に接種するものに限ります））**
4. 接種場所 RSウイルス予防接種実施医療機関（別紙「多摩市予防接種実施医療機関」を参照）
*多摩市、八王子市、町田市、日野市、稲城市の実施医療機関で接種できます。それ以外の場所で接種される場合は、事前に申請が必要になりますので、健康推進課にご連絡ください。
5. その他
 - ・接種を希望する方は、医療機関に予約をしてください。
 - ・**当日は、母子健康手帳と同封の予診票をお持ちください。また、住所地確認のため、マイナンバーカード等をご持参ください。**

★RSウイルス感染症とは

RSウイルス感染症（respiratory syncytial virus infection）は、RSウイルスの感染による呼吸器の感染症です。RSウイルスは日本を含め世界中に分布しています。何度も感染と発病を繰り返しますが、生後1歳までに半数以上が、2歳までにほぼ100%の児がRSウイルスに少なくとも1度は感染するとされています。症状としては、発熱、鼻汁などの軽い風邪様の症状から重い肺炎まで様々です。RSウイルスの初回感染時には、より重症化しやすいといわれています。特に生後6ヶ月以内にRSウイルスに感染した場合には、細気管支炎、肺炎など重症化する場合があります。

通常RSウイルスに感染してから2～8日、典型的には4～6日間の潜伏期間を経て発熱、鼻汁などの症状が数日続きます。多くは軽症で自然軽快しますが、重くなる場合には、その後咳がひどくなる、喘鳴が出る、呼吸困難となるなどの症状が出現し、場合によっては、細気管支炎、肺炎へと進展していきます。初感染乳幼児の約7割は、鼻汁などの上気道炎症状のみで数日のうちに軽快しますが、約3割では咳が悪化し、喘鳴、呼吸困難などが出現します。重篤な合併症として注意すべきものには、無呼吸発作、急性脳症等があります。生後1か月未満の児がRSウイルスに感染した場合は、非定型的な症状を呈するために診断が困難な場合があり、また突然死に繋がる無呼吸発作を起こすことがあります。RSウイルスは生涯にわたって感染を繰り返し、幼児期における再感染での発症はよくみられ、その多くは軽い症状です。

以上の内容は厚生労働省「RSウイルス感染症に関するQ&A」を一部転載(改変)しています。詳しい情報をご希望の方は下記URL先(厚生労働省「RSウイルス感染症に関するQ&A」)をご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rsv_qa.htm

【裏面あり】

★RS ウイルス予防接種について

生まれてくる子の予防を目的に妊婦に接種するワクチンがあります。妊娠 24 週～36 週の妊婦に接種することとなっているが、有効性の観点から妊娠 28 週～36 週の間接種することが望ましいとされています。また、ワクチンを接種された母体の注射部位反応と全身性有害事象は、大部分が軽度から中程度であり、発現から 1～2 日に消失しており、出生した乳児には副反応は同定されなかったとしています

(公財) 予防接種リサーチセンター「予防接種必携 令和 7 年度 (2025)」から転載

★予防接種を受けるに当たって

- ① この予防接種の説明をよく読んで、予防接種の必要性や副反応についてご理解の上、お受けください。
なお、「予防接種と子どもの健康 (Vaccination and children's Health)」の外国語版 (Foreign Language) をご希望の方は、下記 URL <予防接種リサーチセンター (Public Foundation of the Vaccination Research Center) > をご覧ください。利用規約を遵守し、ご利用ください。
<http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>
- ② 予診票は、接種される方の健康状態を把握する重要な書類です。責任をもって記入してください。
- ③ 他の予防接種との間隔や接種を受けるにあたっての注意事項は別紙「予防接種ガイド」でご確認ください。
- ④ 当日は診察しやすい服装で受けてください。
- ⑤ 時間的余裕をもって、健康状態が良いときに接種するようにしてください。

★予防接種後の注意

- ① 予防接種を受けたあと 30 分間程度は、医療機関で様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後、生ワクチンでは 4 週間、不活化ワクチンでは 1 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をして構いませんが、はげしい運動はさけましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

★副反応について

ワクチン添付文書によると、注射部位の反応として紅斑・腫脹・疼痛、腫接種部位以外の副反応として頭痛・筋肉痛等が認められています。また、重大な副反応として、ショック、アナフィラキシーが起こることがあります。接種を受けたあと、万一異常がありましたら医師の診察を受けて下さい。

★予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因 (予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等) によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

問い合わせ先 多摩市健康推進課(多摩市立健康センター)

〒206-0011 多摩市関戸4-19-5 電話042-376-9111

R8.4.1